

## 加西市居宅介護(予防)住宅改修費事前申請書

年 月 日

加 西 市 長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) - ( )

対象者との続柄  
( )

下記の通り、関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修を行うことを事前申請します。

		個人番号								
対象者	フリガナ			保 険 者 番 号	2	8	2	2	0	2
	氏 名				被 保 険 者 番 号	2	2	0	0	0
	住 所	〒 電話番号 ( ) -								
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性 別	男・女				
住 宅 の 所 有 者		対象者との関係 ( )								
申 請 工 事 概 要	工事箇所及び内容	<small>※介護保険対象部分のみ ※下記の該当工事の口欄にVを入れてください</small> <input type="checkbox"/> ①手すりの取付け <input type="checkbox"/> ②段差の解消 <input type="checkbox"/> ③引き戸等への扉の取替え(引き戸等の新設) <input type="checkbox"/> ④滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更 <input type="checkbox"/> ⑤洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> ⑥その他上記各項の住宅改修に付随して必要となる住宅改修 [ ]								
	着工予定日	年 月 日								
	完成予定日	年 月 日								
工 事 施 工 者 等	工事施工事業者名									
	見積額		※介護保険対象部分のみ 円							
当事業での住宅改修の有無及び状況		なし	前回改修日	年 月 日			要介護 ( )・要支援 ( )			
申請書提出者 (代行業所名)				連絡先電話 ( )						

- ※ 1. 上記太枠内を記入してください。本人が記入困難な場合は代筆でもかまいません。
- ※ 2. 添付書類:住宅改修が必要な理由書・工事内訳書・改修前の写真・その他必要書類
- ※ 3. 工事完了後、関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費支給申請が必要です。
- ※ 事前申請書提出時に介護保険被保険者証を持参してください。

加西市 記入欄	介護度: <input type="checkbox"/> 支援 ( ) <input type="checkbox"/> 介護 ( ) 有効期間: H . . . ~ H . . .		添付書類 <input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 内訳書 <input type="checkbox"/> 改修前写真			受付印
	過去の改修歴 <input type="checkbox"/> 有 前改修額: ( ) 円 <input type="checkbox"/> 無 残改修額: ( ) 円		工 事 許 可	年 月 日		
				年 月 日		確認印

## <事前申請>

### 添付書類チェック欄（書類が揃っているか□にVをいれて確認してください。）

#### 住宅改修を必要とする理由書

1. 理由書の作成は原則として介護支援専門員が行います。
2. 理由書には、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を、工事種別ごとに記載します。

#### 住宅改修の工事費内訳書

3. 工事費内訳書は、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

#### 住宅改修前の写真(日付入)

4. 改修の箇所ごとに、改修前のそれぞれの写真を撮影し、添付します。
5. 写真で改修箇所が確認出来るように撮影して下さい。改修箇所部分だけの写真に成らない様に、付近の建具等を入れて場所の特定が出来る事。不可能な場合は再度撮影依頼する場合があります。
6. 確認が不可能な場合は、対象工事から除外します。
7. 写真は、日付が入ったものとします。(日付の入るカメラかボード等に日付を記載の上、撮影して下さい。)

#### 住宅改修承諾書(賃貸住宅等の場合)

8. 住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修については所有者等の承諾書が必要となります。(所有者が被保険者本人の場合は不要です。)

#### 住宅改修箇所見取り図

9. 間取り図を詳しく記載(改修に全く関係しない部分は不要)

### 【注意事項】

介護保険住宅改修費は在宅で生活されている場合に支給対象となります。

事前申請を提出された後に、本人が施設入所又は入院等により改修予定の家屋で生活できなくなった場合、退所、退院しない限り改修費が支給できませんので、ご了承下さい。

備考欄